

①「今までの経緯について」

平成17年10月、鳥取県においてあらゆる人権侵害の救済を目的として「鳥取県人権条例」が制定されました。しかし、人権を救済するという建前とはうらはらに大変危険な条例です。「憲法違反の恐れがある」と弁護士会も当初から反対しており、片山知事も「根本的な欠陥がある」ことを認め、平成18年3月の県議会において、条例を無期限に凍結しました。

「鳥取県人権条例」は一から見直される事となり現在に至っています。

平成14年 3月 人権擁護法案が国会に提出される。

平成14年 6月 鳥取県議会で人権救済制度について、杉根議員より質問がなされる。

平成17年10月 鳥取県人権条例が可決成立。
しかし県内外から反対の声が多数上がる。

平成17年12月 片山知事が「見直し」発言。
以降2回の「条例に関する懇話会」が開かれ、
条例に抜本的な問題がある事が指摘される。

平成18年 3月 「人権条例を凍結する条例」が可決。
見直し委員会の設置により条例が一から見直される事になる。

平成18年 5月以降 第1回見直し検討委員会が開かれ、
現在活発な議論がなされている。

②「なぜ今になって鳥取人権条例の早期施行を求めるのでしょうか」

県では現在、人権条例について「見直し検討委員会」を設けて、廃止を含めた条例の抜本的見直しの議論を行っています。

「包括的に網をかける発想自体が無理」(弁護士:安田委員)「一つの条例で扱うのは不適切、不必要」(鳥大講師:中村委員)等の意見が大勢を占めています。

しかしながら、部落解放同盟他2体は20万人の署名を持って、条例の早期施行をゴリ押しする圧力行動に出ました。

もはや、彼らの主張には何らかの利権が絡んでいるとしか考えられません。このような暴挙に対し私たちは決して屈してはなりません。

～差別利権って何?～

私たちの国と行政は、部落差別を始め、あらゆる差別の解消、撤廃を目的として巨額の税金を長年つぎ込んできました。確かにそれは、一時期までは効果を上げ、社会的な差別の解消に役立ってきたことは事実でした。

しかし、ただ一言「差別だ」と口にすれば、たとえそれが実態の伴わない嘘の類であっても無条件にお金が流れる、そう言ったシステムをもたらしたことも事実なのです。

鳥取人権条例の提出にはそういった背景があり、昨今の大阪の同和団体の不正横領事件などはその典型なのです。「差別利権」とは、そのようなシステムを悪用し、「人権」や「差別」と言った、誰もが反対出来ない言葉を振りかざして、今や私達善良なる国民の人権を逆に侵害し、新たな差別を生むものです。

このような「差別利権」こそは、この国を蝕む最たるものと言えるのではないのでしょうか。



③「真の人権の確立に向けて」

鳥取県人権条例が私たちに問いかけるものは、「真の人権とは何なのか」ということでは無いのでしょうか？

現在の見直し検討委員会においても、社会学や憲法学など様々な立場から、人権について明確に定義が出来ておりません。

しかし、現実には、そんな「人権」の曖昧さにつけ込み、ことさら「差別、差別」と騒ぎ立て、一方的な権利主張によって利権を貪る人たちが存在しているということです。

「条例は差別行為を規定する方向に持って行くべきだ」(鳥大名誉教授:國歳委員)といった主張は、そのような差別利権の代弁でしかありません。

本当に見直しされるべき問題は、そのような偏った「人権イデオロギー」であり、横行する「差別利権」であるはずでず。

今こそ、県民一人一人が「真の人権」とは何かを考えていくときではないのでしょうか。

④「人権局にも真摯な対応を」

現在の見直し検討委員会の公平性と中立性は必要不可欠であり、密室的な議論となる事は決して望まれないことなのです。

しかし、人権局は委員会の逐語録や音声資料の作成をしようとしません。

その為、私たち有志の会は人権局に徹底した情報公開の義務があると考え、委員会に係わる資料、公文書の公開を強く求めています。

鳥取人権条例についておさらいだよ



詳しくはこちらのサイトをごらん下さい。



